

議案第46号

朝来市史跡生野銀山条例制定について
朝来市史跡生野銀山条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月4日

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

史跡生野銀山の文化的価値を守り、保存と活用を図るため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市史跡生野銀山条例

(設置)

第1条 日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」を構成する生野銀山の坑道及び関係資料の保存、展示、情報発信等を行うことにより、市民の郷土愛の醸成及び文化の振興を図るとともに、史跡の保全活用及び地域の振興に寄与することを目的として、朝来市史跡生野銀山（以下「生野銀山」という。）を設置する。

(位置)

第2条 生野銀山の位置は、朝来市生野町小野33番地5とする。

(施設)

第3条 生野銀山は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 観光坑道
- (2) 鉱山資料館
- (3) 吹屋資料館
- (4) 鉱物館
- (5) 土産物等売場棟
- (6) 入場券売場棟
- (7) トイレ棟
- (8) 休憩所
- (9) 駐車場

(事業)

第4条 生野銀山は、一般に公開し、観覧に供するほか、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光案内及び情報発信に関すること。
- (2) 歴史的文化的資料の収集及び保存に関すること。
- (3) 観光坑道の安全管理に関すること。
- (4) 特産品の展示及び販売並びに飲食の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生野銀山の設置の目的を達成するために必要と認める事業

(開場時間)

第5条 生野銀山の開場時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第6条 生野銀山の休業日は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 3月から11月まで 不定休
- (2) 12月から2月まで 次に掲げる日
 - ア 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - イ ア以外の期間の毎週火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日当たるときは、その翌日以後の休日とな

い直近の日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる休業日（第2号アに掲げる休業日を除く。）を変更し、又は臨時の休業日を設けることができる。

（入場の制限）

第7条 市長は、生野銀山に入場しようとする者又は現に入場している者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入場を拒否し、又は退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

（入場料）

第8条 観光坑道、鉱山資料館及び吹屋資料館に入場しようとする者は、別表に掲げる入場料を納めなければならない。

（入場料の減免）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、入場料を減額し、又は免除することができる。

（入場料の返還）

第10条 既に納付された入場料は、返還しない。ただし、公益上若しくは管理上の必要があるとき、又は災害等利用者の責めに帰することができない理由その他特別の理由があると市長が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（損害の賠償等）

第11条 故意又は過失により生野銀山の施設、設備等を滅失し、又は損傷した者は、これを原状に回復できないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（免責）

第12条 市は、入場者の過失又は不可抗力の災害によって発生した事故については、その責めを負わない。

（指定管理者による管理）

第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に生野銀山の施設の全部又は一部の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に生野銀山の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(2) 第8条に規定する施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者に第1項の管理を行わせる場合における第5条から第7条まで及び前

条の規定の適用については、第5条及び第6条中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条中「市」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第14条 第8条の規定にかかわらず、同条に規定する施設に入場しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 市長は、前条第1項の規定により指定管理者に生野銀山の管理を行わせる場合にあっては、利用料金を指定管理者の収入として收受させることができる。
- 3 利用料金の額は、入場料の額を超えない範囲で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 指定管理者は、市長が定める規則に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第13条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

区分	入場料
大人	1人1回につき2,000円
小学生・中学生・高校生	1人1回につき1,500円

議案第46号資料

朝来市史跡生野銀山条例逐条解説

(設置)

第1条 日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」を構成する生野銀山の坑道及び関係資料の保存、展示、情報発信等を行うことにより、市民の郷土愛の醸成及び文化の振興を図るとともに、史跡の保全活用及び地域の振興に寄与することを目的として、朝来市史跡生野銀山（以下「生野銀山」という。）を設置する。

【解説】

本条は、この条例の制定目的を明らかにしたもので、生野銀山の保全活用と地域の振興に寄与することを目的として設置しようとするものです。

(位置)

第2条 生野銀山の位置は、朝来市生野町小野33番地5とする。

【解説】

生野銀山の位置について規定したものです。

(施設)

第3条 生野銀山は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 観光坑道
- (2) 鉱山資料館
- (3) 吹屋資料館
- (4) 鉱物館
- (5) 土産物等売場棟
- (6) 入場券売場棟
- (7) トイレ棟
- (8) 休憩所
- (9) 駐車場

【解説】

生野銀山の施設構成について規定したものです。

(事業)

第4条 生野銀山は、一般に公開し、観覧に供するほか、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光案内及び情報発信に関すること。
- (2) 歴史的文化的資料の収集及び保存に関すること。
- (3) 観光坑道の安全管理に関すること。
- (4) 特産品の展示及び販売並びに飲食の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生野銀山の設置の目的を達成するために必要と認める事業

【解説】

第1条に規定する目的を達成するための業務について規定したものです。

(開場時間)

第5条 生野銀山の開場時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

【解説】

生野銀山の開場時間について規定したものです。

(休業日)

第6条 生野銀山の休業日は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 3月から11月まで 不定休

(2) 12月から2月まで 次に掲げる日

ア 12月29日から翌年の1月3日までの日

イ ア以外の期間の毎週火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる時は、その翌日以後の休日でない直近の日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる休業日（第2号アに掲げる休業日を除く。）を変更し、又は臨時の休業日を設けることができる。

【解説】

生野銀山の休業日について規定したものです。

(入場の制限)

第7条 市長は、生野銀山に入場しようとする者又は現に入場している者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入場を拒否し、又は退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

【解説】

生野銀山の入場の拒否、退去について規定したものです。

(入場料)

第8条 観光坑道、鉱山資料館及び吹屋資料館に入場しようとする者は、別表に掲げる入場料を納めなければならない。

【解説】

生野銀山の入場料納付義務について規定したものです。入場料は、大人2,000円、小学生・中学生・高校生は1,500円を上限とし、小学生未満は無料とします。

(入場料の減免)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、入場料を減額し、又は免除することができる。

【解説】

生野銀山の入場料減免について規定したものです。

(入場料の返還)

第10条 既に納付された入場料は、返還しない。ただし、公益上若しくは管理上の必要があるとき、又は災害等利用者の責めに帰することができない理由その他特別の理由があると市長が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

【解説】

生野銀山の入場料返還について規定したものです。

(損害の賠償等)

第11条 故意又は過失により生野銀山の施設、設備等を滅失し、又は損傷した者は、これを原状に回復できないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

【解説】

生野銀山の施設や設備を損傷、滅失し、原状回復ができない者に対して、損害賠償の義務を規定しています。

(免責)

第12条 市は、入場者の過失又は不可抗力の災害によって発生した事故については、その責めを負わない。

【解説】

入場者の過失、不可抗力の災害によって発生した事故の免責について規定したものです。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に生野銀山の施設の全部又は一部の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に生野銀山の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(2) 第8条に規定する施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者に第1項の管理を行わせる場合における第5条から第7条まで及び前条の規定の適用については、第5条及び第6条中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条中「市」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

【解説】

生野銀山の管理を、指定管理者が行うことができるように規定しています。

その際には、施設設置の目的を実現するための業務はもちろん、施設の維持管理、入場料の取扱いについても指定管理者が行うことが出来る旨を規定しています。

(利用料金)

第14条 第8条の規定にかかわらず、同条に規定する施設に入場しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 市長は、前条第1項の規定により指定管理者に生野銀山の管理を行わせる場合にあっては、利用料金を指定管理者の収入として收受させることができる。
- 3 利用料金の額は、入場料の額を超えない範囲で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 指定管理者は、市長が定める規則に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

【解説】

指定管理者が市長の承認を得て入場者から入場料を収入として受け取ることができることを規定しています。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

条例の施行に関し必要な事項の規則への委任について規定しています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

【解説】

本条例の施行日を規定しています。

現在の運営事業者による運営が令和9年3月31日まで行われるため、本条例の施行は、令和9年4月1日としています。

(準備行為)

- 2 第13条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

【解説】

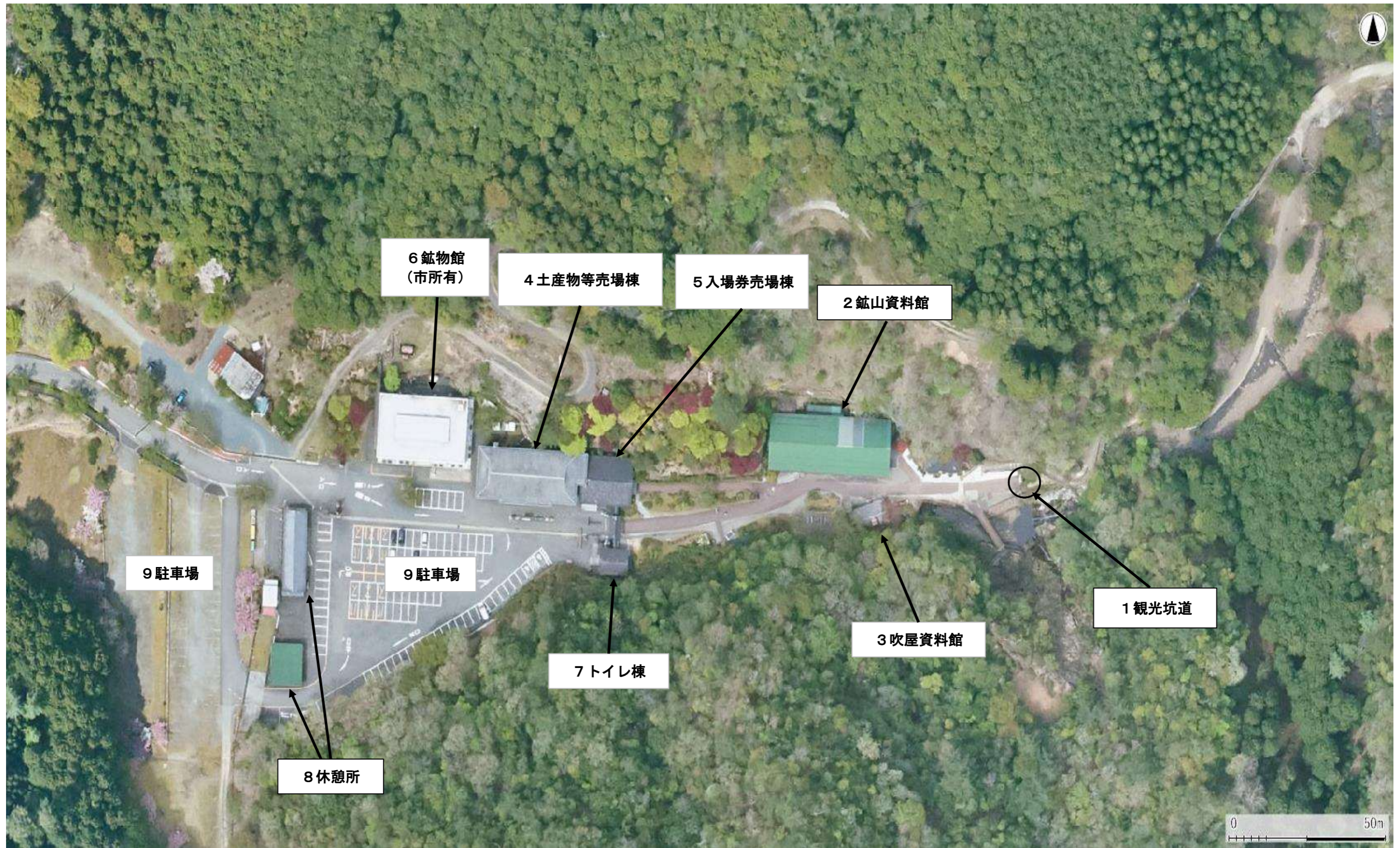
令和9年4月1日から指定管理者による運営ができるよう、令和8年度中に指定管理者選定の準備行為ができるよう規定しています。

別表（第8条関係）




区分	入場料
大人	1人1回につき2,000円
小学生・中学生・高校生	1人1回につき1,500円

【解説】

生野銀山の入場料を規定したものです。





	三菱マテリアル(株) 山林
	三菱マテリアル(株) 耕地
	小野部落縁故財産管理委員会

朝来市議会
議長 浅田 郁雄 様

朝来市長 藤岡 勇



重要議案に係る資料提出及び説明を求めることについて（回答）

令和 8 年 5 月 28 日付朝議第 31 号で依頼がありました見出しの件について、下記
ととおり回答します。

記

- 1 第 6 回定例会において資料提出及び説明を求められている議案
議案第 46 号 朝来市史跡生野銀山条例の条例制定について
- 2 1 の議案に対する朝来市議会基本条例第 8 条第 2 項の規定に基づいた資料提出
及び説明
 - (1) 政策等の発生源
資料 1 のとおり
 - (2) 提案に至るまでの経緯
資料 1 のとおり
 - (3) 他の自治体の類似政策等との比較検討
資料 2 のとおり
 - (4) 政策等策定に当たっての市民参加の有無とその内容
令和 8 年 4 月 7 日（火）・・・生野区長会へ報告
令和 8 年 4 月 24 日（金）・・・朝来市連合区長会総会へ報告
令和 8 年 4 月 27 日（月）から令和 8 年 5 月 25 日（月）
・・・パブリックコメント実施
3 件の意見提出あり
令和 8 年 5 月 28 日（木）・・・パブリックコメント結果公表
【資料 3 のとおり】
 - (5) 朝来市自治基本条例（平成 21 年朝来市条例第 2 号）第 18 条に規定する総
合計画上の位置づけ
資料 4 のとおり

(6) 財源措置

生野銀山は収益施設であることから、独立採算が基本であると考えています。一方、施設の大規模修繕は市が行うことになるため、指定管理者による運営において、売上若しくは利益から一定割合の寄附等や国県の補助金等を財源として対応していきたいと考えています。

(7) 将来にわたる費用計算

今回譲渡を受ける施設について、大規模改修するには、公共施設再配置計画における大規模改修単価を用いますと、約 320,000 千円の見込みとなります。財源については、(6) に記載しています寄附や有利な国県の補助金、地方債の活用で対応していきたいと考えています。

なお、設備においては、すぐに改修が必要となるものはないと判断しています。

【資料 5 : 大規模改修試算表】

【資料 6 : 直近の損益計算書】

【資料 7 : 坑道内管理区域図】

(1) 政策等の発生源

三菱マテリアル株式会社から、民間企業・観光バス会社・地元自治体に観光事業を譲渡し、観光事業から撤退する旨の申し出を令和6年3月22日に受けました。

株式会社シルバー生野の筆頭株主である三菱マテリアル社において、三菱マテリアル社グループの事業を見直す判断をされ、三菱マテリアル社の現在のビジネスの中心から遠いと判断された観光事業からの撤退を決断されものです。

朝来市としては、今日まで市・地域住民は互いを尊重し堅実な信頼関係の元、相互に発展しながら共に歩んできた歴史がある中で、観光事業からの撤退は誠に遺憾であることを伝えるとともに、撤退が不可避ならば、まず民間企業への事業譲渡の有無を検討いただきたいと三菱マテリアル社にお願いしました。

その後、三菱マテリアル社は事業譲渡について、地元の観光業に精通している観光バス会社を譲渡先の最有力候補として、令和6年6月から協議を開始されることとなりました。譲渡に際しては多岐にわたる検討が必要であり、また、社会の合意形成を図る必要もあり、相当の時間を要する非常に大きな問題であることから、市に対しましても協力を求められていました。

この協議に際して、三菱マテリアル社と観光バス会社との間で、秘密保持契約が締結された後、事業譲渡に向けて懸命に協議を行っていただきました。

この間、1年と4箇月の歳月を要しましたが、結果として、令和7年9月9日に観光バス会社から三菱マテリアル社に対して譲渡に向けての話をお断りしたとの報告を受けました。

市としましては、観光バス会社が三菱マテリアル社に譲渡の話を断ったことは、非常に残念なことではありましたが、観光バス会社の判断を受け入れざるを得ませんでした。

三菱マテリアル社としては、事業譲渡先が見つからない場合、観光事業の継続を断念し、シルバー生野社の解散・清算手続きに向かう方針であり、市としては何とか回避しなければならず、朝来市が事業譲渡を受ける方向で検討を行うことといたしました。

朝来市にとって、史跡生野銀山は

- 一 かけがえのない、唯一無二の施設
- 一 生野の長い歴史の中で歴史文化を継承していかなければならない施設
- 一 朝来市の重要な観光施設
- 一 日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」の重要な構成要素
- 一 地域の想いが深い大切な施設

以上のことから、令和7年9月24日の政策会議において、朝来市が事業の譲渡を受け、引き続き観光事業を継承することが最善であると判断し、令和7年9月26日、三菱マテリアル本社を訪問し、市の意向を伝えました。市からの意向に対し、令和7年10月9日に三菱マテリアル社から「朝来市の判断を歓迎し、令和8年3月末ま

で基本合意書の締結に向けた協議を行いたい」旨の回答をいただき、令和7年10月20日の政策会議にて、朝来市が事業の譲渡を受ける方向で協議を進めることとしました。

この内容については、令和7年11月12日の議員全員協議会において報告しており、併せまして、令和7年度末までに、三菱マテリアル社と基本合意書の締結に向けて協議を進めていくことも報告させていただきました。

(2) 提案に至るまでの経緯

令和7年11月12日の議員全員協議会報告後、三菱マテリアル社と協議を重ね、令和8年2月16日に三菱マテリアル社と基本合意書の締結を行いました。

基本合意書の中で、令和8年6月には、朝来市において条例を制定する内容があること、また、議員全員協議会において本件の報告は行ってきましたが、議会のご判断を受ける機会がなかったこともあり、令和8年6月定例会に、関係条例を提案することといたしました。


自治体名	日光市（栃木県）	新居浜市（愛媛県）	養父市（兵庫県）
施設名	史跡足尾銅山	別子銅山	明延鉱山
人口 (R2 国勢調査)	77,661 人	115,938 人	22,129 人
一般会計予算 額 (R7 年度)	470 億 7,000 万円	534 億 1,583 万円	199 億 6,000 万円
経常収支比率 (R5 決算)	98.6%	85.2%	97.4%
状況	<p>足尾銅山は 1973 年（昭和 48 年）の閉山まで日本経済を支えたが、閉山後は急速な過疎化に直面した。</p> <p>地域経済の要である同施設を失うことを防ぐため、当時の足尾町は古河鉱業から施設および土地を公有財産として取得することを決断した。</p> <p>その後、地方自治法に基づく「公の施設」として条例を整備し、市が所有者として安全確保等の責務を負いつつ、運営は専門ノウハウを持つ民間等に委託する「指定管理者制度」へと移行した。</p>	<p>1973 年の別子銅山閉山後、新居浜市は住友グループと連携し、産業遺産の保全と積極的な活用を推進してきた。</p> <p>端出場地区の「マイントピア別子」や「東洋のマチュピチュ」と称される東平地区の遺構整備など、官民一体となった歴史継承と観光地化の取り組みは、2007 年に経済産業省の「近代化産業遺産」にも認定された。</p> <p>現在も、市による施設運営と企業側の技術的支援、そして地域住民によるガイド活動などが有機的に結合し、歴史的価値の保全と地域経済の活性化を両立させる先駆的なモデルを構築している。</p>	<p>1987 年に閉山した明延鉱山の遺構を、地域固有の歴史的資産として官民一体で活用してきた。</p> <p>2007 年、坑道群や一円電車が経済産業省の「近代化産業遺産」に認定された。これを受け、養父市は活用計画を策定し、NPO 法人「一円電車あけのべ」をはじめとする民間団体との連携を強化した。現在、市によるインフラ整備と、ボランティア団体による語り部活動が融合したことで、当時の採掘現場を体感できる産業観光拠点として確立されている。</p> <p>また、教育旅行の受け入れやガイド養成を通じて、地域の誇りである歴史を次世代へ継承する体制を構築している。</p>
設置根拠	日光市足尾銅山観光公園条例	新居浜市東平記念館設置及び管理条例	養父市立明延鉱山学習館設置及び管理条例
指定管理者	一般財団法人日光市公共施設振興公社	株式会社マイントピア別子	直営

様式例第3号（第7条関係）

パブリックコメント実施結果報告書

1. 案の名称	朝来市史跡生野銀山条例（案）について	
2. 意見等の募集期間	令和8年4月27日～令和8年5月25日	
3. 意見等の受付件数	3 件	
4. 提出方法の内訳	郵便	ファクシミリ
【人（団体）数】	電子メール 2	持参 1
実施機関(担当課等)コメント 朝来市史跡生野銀山条例を制定し、指定管理者制度を活用して観光事業を継続していきます。		
提出された意見等の概要 (類似する意見については、取りまとめて掲載しています。)		
番号	意見等	市の考え方 (修正がある場合は、その内容)
1	<p>【歴史的価値の公的承継と、指定管理者制度による持続可能な運営の構築について】</p> <p>今回の条例制定により、市が「史跡生野銀山」を公的資産として承継し、保存・活用の最終責任を負う決断を強く支持します。</p> <p>一企業の経営判断に左右されず、明治政府の模範鉱山から三菱へと引き継がれた日本の近代化の象徴を守ることは、自治体としての重要な責務であると感じます。</p> <p>令和9年度からの指定管理者制度導入を見据え、以下の4点を提言します。</p> <p>1. 「市が守り、民間が活かす」役割分担の明確化</p> <p>市が「保存・管理責任」という土俵を公的に担保することで、指定管理者が創意工夫をもって「運営・活用」に専念できる環境</p>	<p>ご意見、ありがとうございます。</p> <p>朝来市が当該資産を引き継ぐことに対し、支持を頂きましたこと、誠にありがとうございます。</p> <p>1.</p> <p>指定管理者選定は、今後となりますが、選定委員会において、最適と判断できる事業者を選定いただくよう、お願いしていきます。</p> <p>2.</p> <p>三菱マテリアル株式会社生野事業所は、今後も生野の地に残ります。</p> <p>三菱マテリアル株式会社にも、今回のご意見を伝えていきます。</p> <p>3.</p> <p>現在、生野支所において、ふるさと再生事業に取り組んでいます。口銀谷が中心の事業となっていますが、ご指摘の内容は生野支所としても認識しております。</p> <p>選定した指定管理者とは、ご指摘の内容も踏まえ、事業展開してもらえよう、指定管理者</p>

<p>を構築してください。民間ならではのスピード感とノウハウを最大限に引き出し、収益性と公益性を両立させる「攻めの経営」を期待します。</p> <p>2. 三菱の歴史的責務と連携した技術・資料の継承</p> <p>生野銀山は三菱の発展を支えた誇り高い歴史を持ちます。市は承継後も、元所有者である三菱マテリアル株式会社に対し、蓄積された管理技術や歴史資料の提供、保存への協力など、歴史的責務に基づいた継続的な連携を働きかける必要があると感じます。</p> <p>3. 地域全体を経営する「面の活性化」とKPIの導入</p> <p>銀山施設を単体で捉えず、周辺の鉱山町（口銀谷・奥銀谷）と一体となった地域活性化の核として位置づけることを望みます。</p> <p>指定管理者の評価指標には、入館者数だけでなく、町中への回遊性向上や地域経済への波及効果を盛り込むなど、エリアマネジメントの視点を取り入れていきたい。</p> <p>4. 市民参画による「生野ブランド」の次世代継承</p> <p>「生野銀山」を単なる観光施設とせず、市民が郷土の歴史を学び、誇りを持って次世代に語り継ぐ場として再定義して頂きたい。</p> <p>特に、地元の小中学生の学習活用や、住民ボランティアとの連携など、地域一丸となって史跡を支</p>	<p>と協議を行っていきます。</p> <p>4.</p> <p>朝来市の主要な観光資源であるとともに、地域の大きな誇りである財産でもあります。</p> <p>ご意見は、条例の設置目的に即した内容と考えます。</p> <p>株式会社シルバー生野が実施しています、市内小中学生の学習、ボランティアガイドも継続実施できるよう、指定管理者と協議していきます。</p>
---	--

	<p>える体制を条例の運用において重視することを求めます。</p> <p>住民の深い愛着こそが、将来にわたって史跡を守り抜く最大の力となると感じます。</p> <p>最後に、これらの意見が、朝来市の持続可能な発展と、市民の皆様が故郷にさらなる誇りを持てる未来の一助となれば幸いです。</p>	
2	<p>他にゆだねるのではなく朝来市100%の観光会社設立を検討してみてもどうか？</p> <p>生野銀山のみならず、他の朝来市観光事業所（施設）も同様、具体的な集客プランがないまま衰退していくことも想像します。他の事業所を含め連携・連動する仕組みを構築し、新たなビジョンの策定が必要と感じます。（養父市は100%出資の物産会社あり）</p>  <p>日本の近代化における原点「銀のまち - 生野」を国内外へ配信し観光を軸に集客し、外貨を獲得すべく観光資源活用を見直し地域資源価値を再発掘しつつ持続可能なまちづくりを形成する。地域住民と価値を共存・共有し暮らしを豊かにすることを目的とする。</p> <p>また、2次交通不足の観点からも観光需要を向上させ、まちに周遊</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>朝来市100%の観光会社設立とのご意見ですが、市が財産を所有し、指定管理者による運営を目指しています。</p> <p>ご提案の内容は、現在、生野支所で取り組んでいます、ふるさと再生事業に近いものと考えております。</p> <p>選定した指定管理者とは、ご提案の内容は今後の生野のまちづくりの参考とさせていただきます、事業展開してもらえるよう、指定管理者と協議を行っていきます。</p> <p>今回、条例を制定することは、今後も観光資源として史跡生野銀山を守ることにあります。</p> <p>将来にわたって、朝来市が「守る」ことを選択した結果となっていますので、ご理解を賜りたいと思います。</p>

<p>移動手段を確立し一定の住民への補助となる交通インフラ運営を促す仕組みを模索する。</p> <p>生野高原～駅～生野銀山～黒川温泉結び新たな価値を創出し連携を具体化する。</p> <p>まち及び町の事業所にも参画していただく地域創生プロジェクトの元、生野銀山を軸として観光会社を設立する。この観光会社は施設管理・展示・イベント・入場、運輸、ガイド、体験、まち景観保全・まち歩き・広告を扱い、観光客の集客を斡旋しつつ町の文化環境風土を五感で感じさせ、生野エリア（朝来市）を認知活動も含む。（地域雇用も促進）</p> <p>また、地域連携に基づいて暮らしの案内、体験移住、生活サポートの支援・告知、不動産情報サービス、暮らしの提案（移住・定住提案）も推進し、主となる朝来市生野エリアを中心とする資源活用を考える。</p> <p>生野エリアの黒川温泉（オオサンショウオ）、生野銀山、甲社宅、生野クラブ、浅田邸、井筒屋を軸に、黒川ダム、生野ダム、ハンザキ研究所、生野高原、奥銀谷・口銀谷エリアの活用と連携を想像する</p> <p>「まちづくり」を想像する。未来の担い手（今就学中の小中高の皆さん）とも未来塾を設定し、自分たちの町の未来を創る人材を育てる方針を打ち出す。</p> <p>単発で終わらない持続可能な「未来の生野エリア」を想像する軸を想像し、観光事業所（会社）を設</p>	
---	--

置してはどうか？ ぜひ、連携したいと思います。



口銀谷テラスは、未来ビジョンを想像しながら町の中心に「観光拠点」を置き、カフェとホテルを経営し世界へ配信していきます。また、近い将来には「旅行業」「不動産業」を起こしさらに、ローカルツアーを企画しながら移住定住促進し、就業・起業促進をはかり豊かなまちづくりを想像する行動を進める未来予想図を描き活動する予定です。

日本遺産の活用（養父・神河・市川・福崎・姫路との連携強化）し生野鉱山の価値をさらに向上させ、国内外に認知してもらう活動を昨年より始めています。

3 いくの地域自治協議会総会において、(町民にとって) 関心が高く心配をもちており、私たちにでき

ご意見ありがとうございます。
史跡生野鉱山を朝来市が引き継いでも、生野をはじめ、朝来市の皆様の応援をよろしくお願

	<p>る努力をすること、又寄与することが必要であると共通認識した事です。</p> <p>朝来市史跡生野銀山条例（案）について、指定管理者等運営を予定。近隣地域においても、途中で中断、管理不能になっている所があります。要は、集客力はもとより、経営感覚豊富な事業者が必要であると考えます。つながりを持たれている所と幅広い所に、情報提供し選ばれる事が大事であると思います。そして、運営の継続と今以上の成果を期待するものです。</p> <p>一方で、生野において、小、中、高校の学習の場でもあります。入場料についても十分参考にさせていただければと思います。</p>	<p>いたします。</p> <p>指定管理者の選定に当たっては、ご意見も踏まえ、選定委員会において選定させていただきたいと思います。</p> <p>小中高生の入場料についても、地元学習の場合の減免を検討したいと思います。</p>
--	--	--



ありたいまちの姿 2

まちの力になる 観光の振興

施策コード【8】

多様な観光資源の創出等により観光ブランド力を高め、人と人とのつながりを大切にしたい「おもてなし」による交流人口の拡大と、観光振興による地域経済の活性化を推進します。

① 観光環境の整備・観光人材の育成

	現状と課題	事業実施方針
ア	竹田城跡や日本遺産の認定を受けた生野銀山・神子畑選鉱場跡等の貴重な近代化産業遺産群、県立自然公園等の豊かな自然景観及び風情のある町並み等、多様な観光資源を有しています。	自然、歴史、文化及び産業等、豊富で多様な観光資源を活用し、国内外からの交流人口の拡大に向け、魅力創出と効果的なPRを展開します。(施策関連連携【12】)
イ	地域に根ざした伝統・文化や地域特性等を活かした各種イベントが実施されています。	地域の伝統・文化を新たな観光コンテンツとして発信するほか、地域特性を活かした各種イベントの魅力を発信することにより、新たな集客につながります。
ウ	老朽化が進んでいる道の駅や温泉施設等の観光関連施設は、修繕に多額の費用が見込まれます。また、施設によっては、集約・再編・施設機能の見直し等、施設の在り方を検討する必要があります。	観光関連施設については、施設の在り方を検討のうえ、年次的な施設改修や機能の集約・再編・施設機能の見直し等を実施し、効率的・効果的な管理運営に取り組めます。また、誰もが安心して訪れることができる環境づくりを進めます。
エ	観光ニーズの多様化に伴い、地域や観光関連団体が主体となって地域の資源を活かした観光誘客に取り組む必要があります。	観光人材やボランティアガイドの育成を行うとともに、地域や観光関連団体のおもてなし意識の向上を図ることにより、観光客が何度も訪れたいくなるような魅力とおもてなしの心あふれるまちづくりを進めます。また、観光関連団体や事業者のほか、多様な関係者と連携してDMOの機能を備えた組織づくりを行う等、観光地域づくりを推進します。

② 観光による経済波及効果・交流の拡大

	現状と課題	事業実施方針
ア	人口減少や趣味・レジャーの多様化等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光入込客数は減少傾向にあります。	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたウィズコロナ・ポストコロナ時代の市場の動向や観光客ニーズを的確に捉え、当面は国内旅行者の誘客に注力し、中長期的には訪日外国人旅行者の誘客拡大に向け、効果的かつ戦略的なPRにより、国内外からの交流人口の拡大を目指します。

ありたいまちの姿 2 人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する



イ	竹田城跡、生野銀山及び神子畑選鉱場跡等の点在する観光資源をつなぎ、市内全体の周遊と滞在を促す仕組みづくりが必要です。	戦略的な情報発信により、竹田城跡、生野銀山及び神子畑選鉱場跡等の魅力的な観光資源を活かした*周遊観光を促進し、地域全体の回遊性の向上と消費拡大につなげます。
ウ	消費機会の拡大が期待できる新たな観光コンテンツの開発や掘り起こしが必要です。	地域や事業者と連携して新たな体験型観光プログラムの造成等に取り組むとともに、まだ埋もれている観光資源を発掘し、光を当てていくことにより新たな集客につなげていきます。また、*二次交通の利便性向上やご当地グルメの開発に向けた取組を進めます。(施策関連連携【9】【11】【30】)

③ ネットワークを活かした広域観光の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会、但馬観光協議会及び北近畿広域観光連盟等、歴史や地域性でつながりのある関係市町や団体と連携し、観光客の誘客促進に取り組んでいます。	関係市町や観光関連団体と連携し、互いの強みを活かし、観光客の誘客促進に取り組めます。

市民等との役割分担

- 市民は、地域イベントへの積極的な参加、市内観光資源の知識習得及び来訪者に対するおもてなしの実践等が望まれます。
- 事業者は、自らが創意工夫を凝らし、地域に存在する様々な資源を活用した事業展開を図るとともに、業種・分野の枠を超えた連携による付加価値の創出を図ることが望まれます。
- 観光関連団体は、業種・分野・地域の枠を超えた相互連携の強化を図り、観光の推進役として、自らが積極的に観光による地域の活性化を図るための取組が大切です。

施策指標

指標		H29	現状値	目標値(R11)	出典
①	観光入込客数(年間)	2,353千人	1,451千人	2,632千人	観光交流課調査
②	観光消費額(1人当たり)				
	市内宿泊あり 市内宿泊なし	14,117円 2,590円	28,125円 2,657円	17,371円 2,943円	観光交流課調査



第3次朝来市観光基本計画

— 計画本編 —



1. 観光コンセプト

朝来市が市民とともに目指す観光地の理想像として以下の観光コンセプトを掲げる。

「暮らすような旅」を楽しめる
“ここにしかない物語”を紡ぐまち

円山川や市川といった清流や朝来連山、花、田園風景など四季折々の自然、茶すり山古墳、生野銀山や神子畑選鉱場などの近代化産業遺産、竹田城跡などの史跡や社寺、各地に伝わる伝統芸能などの様々な歴史文化、またそれらと共に住まう温かな人々の暮らしが大切に受け継がれながら営まれる朝来市の風景は、まさに“ここにしかない”風景である。

観光客がこの“ここにしかない”暮らしや伝統・文化を市民や地域の交流を通して、まるで地域の一員となったような体験ができる「暮らすような旅」を楽しめる観光地を目指す。

2. 計画のビジョン

観光コンセプトを実現するための本計画期間における目標として、以下のビジョンを掲げる。

竹田城跡 “の” あるまちから、
竹田城跡 “と” 暮らしを楽しむまちへ

現在の竹田城跡を主に認知・来訪されている物見遊山型の観光地である状態から、竹田城跡や他の観光スポットはもちろんのこと、それらと共にある市の暮らしや伝統・文化を、暮らすように旅しながら楽しめる滞在交流型観光地として認知・来訪される状態を目指し、それに合わせた新たな価値観の導入と観光コンテンツの再整理・再評価および施策の抜本的な見直しを行う。

大規模改修試算表

資料5

No.	建築年	構造	施設名	階層	床面積		延床	大規模単価 200千円/m ²
					1F	2F		
1	平成4年	鉄骨造	土産物等売場棟	2	345.41	363.49	708.9	141,780,000
2	昭和61年	木造	吹屋資料館	1	70.4	-	70.4	14,080,000
3	昭和59年	木造	休憩所	1	109.31	-	109.31	21,862,000
4	昭和49年	木造	入場券売場棟	1	158.99	-	158.99	31,798,000
5	昭和49年	木造	トイレ棟	1	39.74	-	39.74	7,948,000
6	昭和49年	鉄骨造	鉱山資料館	1	493.07	-	493.07	98,614,000
計					1,216.9	363.5	1,580.4	316,082,000

損益計算書

年度	入場料 1,000円		入場料 1,000円		入場料 1,200円 (R6. 7~)		入場料 1,200円	
	令和3年/3月期	令和4年/3月期	令和5年/3月期	令和6年/3月期	令和7年/3月期	令和3年/3月期	令和4年/3月期	令和5年/3月期
年度入場者数	51,498	46,545	60,591	61,114	68,411			
対前年度増減	▲ 30,667	▲ 4,953	14,046	523	7,297			
	令和3年/3月期	令和4年/3月期	令和5年/3月期	令和6年/3月期	令和7年/6月期			
売上高	55,145,806	54,035,623	76,281,825	80,874,775	94,645,189			
観覧券売上高	38,190,015	34,047,535	48,654,888	49,840,777	64,893,140			
土産品売上高	16,313,791	717,000	27,014,937	30,421,998	29,380,160			
売上高増加率	58%	98%	141%	106%	117%			
売上原価	9,971,254	10,809,196	15,606,119	17,233,430	17,535,889			
期首棚卸高	9,523,055	9,049,188	9,734,562	9,260,343	9,398,799			
商品仕入高	9,497,387	11,494,570	15,131,900	17,371,886	13,696,689			
合計	19,020,442	20,543,758	24,866,462	26,632,229	23,095,488			
期末棚卸高	9,049,188	9,734,562	9,260,343	9,398,799	5,559,599			
売上総利益	45,174,552	43,226,427	60,675,706	63,641,345	77,109,300			
粗利率	81.9%	80.0%	79.5%	78.7%	81.5%			
販売費・一般管理費	52,528,000	63,461,000	64,688,000	72,034,000	64,304,851			
販管比率	95.3%	117.4%	84.8%	89.1%	67.9%			
役員報酬	7,908,000	7,908,000	7,908,000	8,882,000	7,920,000			
常勤役員	1	1	1	1	1			
給料手当・賞金・賞与	23,166,000	20,022,000	19,236,000	23,600,000	22,358,947			
男性社員	2	2	2	2	2			
女性社員	3	4	4	4	2			
法定福利費	3,711,000	3,283,000	3,195,000	4,172,000	3,756,739			
福利厚生費	1,727,000	2,017,000	2,141,000	2,092,000	1,669,214			
その他物品費	141,000	87,000	0					
消耗品費	799,000	974,000	1,041,000	1,936,000	909,375			
修繕費	571,000	3,657,000	1,579,000	1,701,000	564,585			
旅費交通費	8,000	2,000	7,000	189,000	306,839			
通信費	302,000	293,000	275,000	303,000	313,437			
諸会費	259,000	294,000	292,000	373,000	331,300			
図書費	34,000	37,000	37,000	41,000	43,332			
斡旋料	48,000	108,000	175,000	286,000	359,865			
施設管理費	1,941,000	1,399,000	2,282,000	2,200,000	1,446,091			
広告宣伝費	461,000	594,000	599,000	978,000	1,506,278			
手数料	235,000	297,000	2,303,000	592,000	596,075			
交際接待費	41,000	57,000	50,000	54,000	66,392			
寄付金	25,000	15,000	75,000	40,000	36,000			
会議費	0	0	8,000	13,000				
イベント料	78,000	56,000	154,000	639,000	1,207,741			
リース料	838,000	910,000	872,000	1,056,000	1,184,430			
業務委託費	828,000	907,000	1,781,000	1,995,000	33,300			
賃借料	1,839,000	1,839,000	1,839,000	1,840,000	1,820,228			
水道光熱費	3,630,000	3,862,000	4,686,000	3,990,000	4,859,069			
租税公課	1,648,000	1,599,000	1,528,000	1,526,000	1,434,250			
保険料	523,000	783,000	855,000	886,000	818,380			
減価償却費	11,426,000	11,143,000	10,469,000	10,220,000	9,140,201			
雑費	1,403,000	1,305,000	1,289,000	2,419,000	1,622,783			
休業期間費用振替	▲ 11,073,000							
営業利益	▲ 7,353,448	▲ 20,234,573	▲ 4,012,294	▲ 8,392,655	12,804,449			
営業利益率	-13.3%	-37.4%	-5.3%	-10.4%	13.5%			
営業外収益	12,359,126	4,920,129	1,451,988	1,035,749	718,474			
営業外費用	11,878,756	1,081,220	1,039,809	767,868	1,311,731			
支払利息	792,474	794,150	755,509	758,089	1,276,075			
その他	11,086,282	287,070	284,300	9,779	35,656			
経常利益	▲ 6,873,078	▲ 16,395,664	▲ 3,600,115	▲ 8,124,774	12,211,192			
経常利益率	-12.5%	-30.3%	-4.7%	-10.0%	12.9%			
特別利益	0	0	40,906	0				
特別損失	0	0	0	0				
税引前利益	▲ 6,873,078	▲ 16,395,664	▲ 3,559,209	▲ 8,124,774	12,211,192			
法人税等	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000			
当期純利益	▲ 7,058,078	▲ 16,580,664	▲ 3,744,209	▲ 8,309,774	12,026,192			

資料6

51期～52期
過去2ヶ年 平均
64,763

51期～52期
過去2ヶ年 平均
87,759,982

51期～52期
過去2ヶ年 平均
57,366,959

51期～52期
過去2ヶ年 平均
29,901,079

51期～52期
過去2ヶ年 平均
17,384,660

51期～52期
過去2ヶ年 平均
9,329,571

51期～52期
過去2ヶ年 平均
15,534,288

51期～52期
過去2ヶ年 平均
24,863,859

51期～52期
過去2ヶ年 平均
7,479,199

51期～52期
過去2ヶ年 平均
70,375,322

51期～52期
過去2ヶ年 平均
68,169,426

51期～52期
過去2ヶ年 平均
8,401,000

51期～52期
過去2ヶ年 平均
1

51期～52期
過去2ヶ年 平均
22,979,474

51期～52期
過去2ヶ年 平均
2

51期～52期
過去2ヶ年 平均
4

51期～52期
過去2ヶ年 平均
3,964,370

51期～52期
過去2ヶ年 平均
1,880,607

51期～52期
過去2ヶ年 平均
1,422,688

51期～52期
過去2ヶ年 平均
1,132,793

51期～52期
過去2ヶ年 平均
247,920

51期～52期
過去2ヶ年 平均
308,219

51期～52期
過去2ヶ年 平均
352,150

51期～52期
過去2ヶ年 平均
42,166

51期～52期
過去2ヶ年 平均
322,933

51期～52期
過去2ヶ年 平均
1,823,046

51期～52期
過去2ヶ年 平均
1,242,139

51期～52期
過去2ヶ年 平均
594,038

51期～52期
過去2ヶ年 平均
60,196

51期～52期
過去2ヶ年 平均
38,000

51期～52期
過去2ヶ年 平均
13,000

51期～52期
過去2ヶ年 平均
923,371

51期～52期
過去2ヶ年 平均
1,120,215

51期～52期
過去2ヶ年 平均
1,014,150

51期～52期
過去2ヶ年 平均
1,830,114

51期～52期
過去2ヶ年 平均
4,424,535

51期～52期
過去2ヶ年 平均
1,480,125

51期～52期
過去2ヶ年 平均
852,190

51期～52期
過去2ヶ年 平均
9,680,101

51期～52期
過去2ヶ年 平均
2,020,892

51期～52期
過去2ヶ年 平均
2,205,896

51期～52期
過去2ヶ年 平均
877,112

51期～52期
過去2ヶ年 平均
1,039,800

51期～52期
過去2ヶ年 平均
1,017,082

51期～52期
過去2ヶ年 平均
22,718

51期～52期
過去2ヶ年 平均
2,043,208

51期～52期
過去2ヶ年 平均
185,000

51期～52期
過去2ヶ年 平均
185,000

51期～52期
過去2ヶ年 平均
1,858,208

坑道内管理区域図

